

広島地方最低賃金審議会

令和4年度 第1回

広島県電子部品・デバイス・電子回路、
電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

専門部会議事録

広島労働局

広島地方最低賃金審議会

令和4年度第1回

広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

専門部会 議事録

1 日時 令和4年9月27日(火) 9時54分～ 11時08分

2 場所 広島地方合同庁舎4号館5階22号会議室

3 出席者

【公益代表委員】

酒井部会長、村上部会長代理、野北委員

【労働者代表委員】

角委員、長安委員、廣田委員

【使用者代表委員】

池久保委員、長田委員、藤井委員

【事務局】

前田労働基準部長、石井賃金室長、毛利賃金室長補佐、坂本賃金指導官、

山崎監察監督官、森川給付調査官、吉川労働基準監督官

4 議題

(1) 部会長及び部会長代理の選出について

(2) 広島県電子部品・デバイス・電子回路、電機機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の
改正決定について

(3) その他

5 議事内容については、別添記載のとおり

○毛利補佐

只今から、第1回広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。なお、これより、当専門部会名を電気機械器具製造業最低賃金専門部会と略させていただきます。

本専門部会は、本年度第1回目の会議となりますので、お手元にお配りしております議事次第(1)「部会長、部会長代理の選出について」までの間、私、賃金室長補佐の毛利が進行を務めさせていただきます。よろしく願います。

まず、本日の各委員の出席状況ですが、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名、計9名の委員にご出席頂いており、開催に当たっての最低賃金審議会令第6条第6項に規定する定足数を満たしておりますので、本部会は有効に成立していることをご報告申し上げます。

また、本専門部会の公開につきましては、9月13日から9月20日までの間、公開の公示をいたしましたところ、傍聴を希望される方はおられませんでした。

本日は初回ですので、議事に先立ちまして各委員をご紹介させていただきますと存じます。お手元の別冊資料No.1に、本電気機械器具製造業最低賃金専門部会の委員名簿がございますので、この名簿順にご紹介させていただきます。

(専門部会委員の紹介)

○毛利補佐

ありがとうございました。次に、労働基準部長の前田よりご挨拶申し上げるところではございますが、本日、前田が所要のため欠席させて頂いておりますので、賃金室長の石井が代わってご挨拶申し上げます。

○石井賃金室長

広島労働局労働基準部賃金室長の石井と申します。本日、労働基準部長の前田が所要のため欠席しておりますので、私が代わってご挨拶させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、広島県電気機械器具製造業最低賃金専門部会の委員にご就任頂き、また、本日このような天気足元の悪い中、第1回目の専門部会にご出席を頂きまして、ありがとうございます。

電気機械器具製造業の最低賃金は、現在時間額が924円でございます。本年度も、労働協約締結当事者による改正の申出がございまして、本日より委員の皆様方に具体的な調査審議をお願いすることになった次第でございます。

皆様、すでにご存じでいらっしゃるように、令和4年度の広島県最低賃金については、令和4年8月5日に開催されました広島地方最低賃金審議会において930円と答申されまして、お手元にリーフ

レットをお配りしておりますが、10月1日から930円、31円アップということになりました。それに伴いまして、10月1日より広島県最低賃金が930円となることから、電気機械器具製造業最低賃金については924円ということで、930円の方が上回るということになります。ですので、改正されるまでは、この930円が適用されるという形になるわけでございます。

なお、特定最低賃金は、地域別最低賃金とは異なりまして、関係労使のイニシアティブにより設定される性格のものでございますので、全会一致の議決を目指してご審議をお願いいたします。

また、審議会開催の日程調整につきまして、委員の皆様方には非常にご無理を申し上げているところでございますが、年内発効に向けてご協力頂きますようお願い申し上げまして、ご挨拶といたします。

○毛利補佐

次に、事務局職員を紹介させていただきます。

(事務局職員の紹介)

○毛利補佐

次に、お手元の「特定(産業別)最低賃金専門部会共通資料」の共通資料No.3・通し番号3ページ「広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程」をご覧ください。本専門部会はこの専門部会運営規程によって運営されることとなりますので、ご承知おき願います。

それでは、議事(1)「部会長、部会長代理の選出について」に移らせて頂きます。部会長の選出につきましては、最低賃金法第25条第4項において準用する同法第24条第2項の規定により、部会長は公益を代表する委員のうちから委員が選挙することとされております。公益代表委員には、予めご協議頂いておりますので、部会長及び部会長代理候補について、賃金室長よりご報告いたします。

○石井賃金室長

ご報告いたします。電気機械器具製造業最低賃金専門部会におきましては、公益代表委員による協議によりまして、部会長候補として酒井委員、部会長代理候補として村上委員が推挙されております。

○毛利補佐

ただ今、賃金室長よりご報告申し上げましたとおり、部会長候補、部会長代理候補につきまして、皆様方にご異議ございませんでしょうか。

○各側委員

(異議なし)

○毛利補佐

ありがとうございます。それでは部会長に酒井委員、部会長代理に村上委員をご承認頂きましたので、部会長席、部会長代理席をご用意させていただきます。しばらくお待ちください。

○毛利補佐

それでは、酒井部会長、以後の議事進行をよろしくお願い申し上げます。

○酒井部会長

部会長に選出頂きました酒井でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。できる限り円滑な審議進行を心掛けて参りたいと思います。また、公正な特定最賃の決定に努めたいと思っておりますので、委員の皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは早速ですが、第1回専門部会の議事(2)「広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について」に移りたいと思います。まず、事務局から本日の資料説明をお願いします。

○坂本指導官

はい。資料の説明をさせていただきます。お手元にお配りした資料でございますが、特定(産業別)最低賃金専門部会共通資料と別冊資料とに分けて構成しております。

まず、特定(産業別)最低賃金専門部会共通資料につきましては、各特定(産業別)最低賃金専門部会に共通して関わるもので、各種の調査結果、統計情報等を共通資料としてご用意いたしました。

また、別冊資料につきましては、本電気機械器具製造業最低賃金に関わる個別資料でございます。合わせて相当数の資料がございますので、説明は資料の紹介に留めさせていただきます。

なお、特定(産業別)最低賃金を総称する場合は、特定最低賃金或いは特定最賃というように略して申し上げます。

次に、審議に当たりましてご留意頂きたい事項についてご説明いたします。一つ目として、共通資料No.1・通し番号1ページの「特定(産業別)最低賃金について」をご覧ください。

ご承知のことと存じますが、基本的な考え方として、特定最低賃金は地域別最低賃金とは異なり、労使の自主性を尊重して設定されるものであり、最賃法第15条第1項に規定する関係労使の申出を経て審議会で改正決定等の必要性を審議するものでございます。

申出のケースといたしまして、労働協約ケースと公正競争ケースの二種類がございますが、本電気機械器具製造業最低賃金は、配布しております「令和4年度特定最低賃金の改正申出状況」及び「令和4年度特定最低賃金設定業種における労協約上最も低い賃金額」のとおり、労働協約ケースにおける要件を以て改正申出がなされております。審議に当たりましてはこの点にご留意頂ければと思います。

二つ目に改正決定の手続でございますが、本年8月5日の第543回広島地方最低賃金審議会におきま

して、改正決定の必要性ありとの答申がなされましたので、共通資料No.2・通し番号 2 ページのとおり、改正決定について審議会に諮問し、本専門部会での調査審議をお願いするものでございます。

最後三つ目として、広島地方最低賃金審議会です承された事項についてご説明いたします。共通資料No.4・通し番号 5 ページ「令和 4 年度広島地方最低賃金審議会の運営について」をご覧ください。

本年度の広島地方最低賃金審議会の運営に係る基本方針といたしまして、記の 2 に「特定(産業別)最低賃金については、全業種とも年内発効を目標に置き、審議の促進を図ることとする。」とされています。また、共通資料No.5-2・通し番号 13 ページ「運営小委員会座長報告」記の「関係労使のイニシアティブの一層の発揮による改善」の「③金額審議における全会一致の決議に向けた努力」ということで、審議会における金額に関する調査審議については、全会一致の議決に至るよう、一層努力することとされております。

昨年度の特定最低賃金の改正状況につきましては、共通資料No.7・通し番号 25 ページ「令和 3 年度最低賃金審議経過一覧」をご覧ください。下欄の表が特定最低賃金に関わる昨年度の審議経過の一覧でございます。この表の左から 4 列目に広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業がございます。令和 3 年度は、計 3 回の専門部会を開催し、引上げ額 27 円、時間額 924 円の答申を頂いております。

続きまして、共通資料No.8・通し番号 26 ページをご覧ください。本専門部会の議事録の作成について申し上げます。情報公開の流れの中で、最低賃金審議会及び専門部会の更なる透明性が求められており、議事録の作成に当たりましては、発言者名を議事録に付記させて頂いております。今年度も引き続き、発言者名を議事録に付記させていただきますことをご了解頂きたいと思っております。以上です。

○石井賃金室長

広島県電気機械器具製造業最低賃金に係る各種の調査結果、統計資料等の概要につきましてご説明いたします。

別冊資料No.2・通し番号 2 ページは、現行の広島県電気機械器具製造業最低賃金の内容でございます。特定最低賃金に該当する業種について、基本となる日本標準産業分類表のどこに該当し、具体的などのような業種が該当するののかということを示したものを併せて添付しております。

別冊資料No.3・通し番号 33 ページは、昨年全国の電気機械器具製造業関係の最低賃金の一覧表でございます。

別冊資料No.4・通し番号 34 ページをご覧くださいませでしょうか。「令和 4 年度最低賃金実態調査の概要」ということで、広島県内で実施した電機機械器具製造業最低賃金に関する最低賃金実態調査の概要でございます。広島労働局で、毎年 5 月から 7 月にかけて、広島県内の事業所に対して通信調査を実施して取りまとめたもので、この調査は、製造業、各種商品小売業、自動車小売業及び新聞業・出版業については 1 人～99 人規模の事業所、これ以外の業種については 1 人～29 人規模の事業所を対象とする母集団から無作為に抽出した標本調査、サンプリング調査ということになります。全数調査ではありません。

せんので、集計段階で母集団の数字に膨らませるために復元して推計しているものでございます。なお、調査対象とした賃金は、令和4年6月支払分の賃金でございます。印刷が悪く見にくい状況となっているものもあり、申し訳なく思っております。

通し番号40ページですが、これは「最低賃金実態調査における分位偏差」になっております。各規模別の第1・20分位数、第1・10分位数、第1・4分位数及び中位数を示しておりますが、これらは時間額を低い順番から並べて、全体の20分の1のところ、10分の1のところ、4分の1そして2分の1のところに位置する金額を示しております。事業所規模別に記載しておりますが、最上段が全体の結果となります。

通し番号41ページをご覧ください。これは時間額と労働者累積人数のグラフです。一番右の欄の数字が読みにくくなっていると思いますが、これは5,010となっております。横軸が10円刻みの時間額、1,100円以上については100円刻みの時間額となっております。左縦軸がその賃金帯に属する労働者数で、棒グラフで示しております。また、右の縦軸が折れ線で労働者数の累計を示しております。

次のページを開けて頂けますでしょうか。このグラフは縦軸に労働者の比率をとったものです。これも見にくくなっておりますが、一番左の折れ線グラフの数字は16.7となっております。

通し番号43ページが電気機械器具製造業の特定最低賃金額と本調査の平均賃金額の推移を経年別のグラフにしております。

通し番号45ページが「事業所規模別の未満率」です。未満率とは、現在決定されている最低賃金を下回っている労働者の割合のことで、事業所規模ごとに時間額924円を下回っている労働者の比率を示しております。

通し番号46ページは「最低賃金引上げ試算表」です。これは最低賃金を改定した場合、その改定後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合、つまり影響率を1円単位で示した表でございます。例えば、現行の特定最低賃額924円を1円上げると21.9%の労働者に影響が出る、つまり最低賃金を下回ることとなるということでございます。

通し番号47ページが平成16年度からの電気機械器具製造業最低賃金の引上げ額と未満率、影響率の一覧表です。以上でございます。

○酒井部会長

ありがとうございました。ただ今事務局から資料についての説明がございましたが、これについて、何かご質問等がございますか。今はないということよろしいでしょうか。

(質問等なし)

○酒井部会長

それでは、次に他府県の結審状況について、事務局から説明をお願いします。

○石井賃金室長

昨日現在の電気機械器具製造業に係る他府県の結審状況については、兵庫県が現行 930 円から 961 円、引上げ額 31 円で全会一致で結審しております。以上です。

○酒井部会長

はい、ありがとうございました。それでは、広島県電気機械器具製造業最低賃金の改正決定について各側から意見表明を頂きたいと思います。各側、意見表明の前に個別に協議する時間が必要ですか。

○池久保委員

協議の時間をお願いします。

○酒井部会長

労側はいかがですか。

○角委員

協議は終わっていますが、ちょっと確認したいことがあるので、この場で打合せさせて頂ければと思います。

○酒井部会長

使側は、何分ぐらい必要ですか。

○池久保委員

10 分ぐらい。

○酒井部会長

はい、わかりました。それでは事務局、別室にご案内をお願いします。使側は協議が終わられましたらお戻りください。お願いいたします。

○石井賃金室長

はい。ご案内します。

○酒井部会長

それではお戻りいただきましたので、審議を再開いたします。ここで各側からの意見表明をお願いしたいと思います。まず、労側からお願いできますでしょうか。

○角委員

はい。それでは、労側、角の方から意見表明をさせていただきます。まずもってですね、今年もコロナ禍の中、専門部会を設置頂きましたことに対しまして、改めて感謝申し上げます。ありがとうございます。振り返りますと、感染症の国内1例目が報告されてからもう2年以上が経過する中、すなわち、この審議会も2度、賃金交渉させて頂いた中であっても、コロナ禍による制限が続き、懸命に、会社側もそうですけれども、事業を守ろうと支えてきた労働者の期待に、この2年の交渉で応え得ると共に、当該産業労使、我々労使が、所謂社会的役割と責任を果たし得る回答、結果であったと感想を申し上げておきます。

一定の評価の点を取り上げて申し上げますと、我々電機産業の組合が長年思い続けてきました県内産業間の格差ですね、特に、金属産業の中で2年連続、この電気機械器具製造業は、引上げ額を1円以上優位に結審して頂きました。このことは本当に我々が金属他産業というんですけれども、その格差是正に繋がる成果だと思っております。特に、我々の特定最賃の名称にもあるように、この電気機械器具製造業という括りは、大手から中小・零細まで、また業種も幅広い構造になっておりますので、賃金格差も大きい実態にあるというのも事実でございます、影響率も高いということも事実です。それ故にですね、この特定産業別最低賃金はセーフティネットとしての役割は大きいと思っておりますので、今年度の交渉もどうかよろしく願いいたします。

それでは、私の方からの主張を、大きく2点に絞って述べさせていただきます。まず、一つ目の主張として、この電気機械器具製造業の産業環境認識について共有したいと思います。このコロナ禍をきっかけに、幸いにも、電機産業に関わる技術に期待が高まっているのはもはや言うまでもなく、デジタル社会へのシフト、ITC技術の急速な発展、また、個人消費におきましても、空調家電であるとか健康環境、そういった家電の販売は堅調でございます。それを裏付けるかのように、今回事務局の方でご準備頂いた共通資料の方の通し番号54ページ、日銀広島の経済月報の中でも、次の55ページの生産の動向をみますと、自動車は持ち直ししている、一般機械等は緩やかに増加、造船や鉄鋼は若干ネガティブな評価となっておりますが、そんな中、電気機械だけは、唯一高操業を維持しております、このトレンドは、私は毎月この月報をウォッチしております、昨年2021年4月以降、ここまで16か月連続で高操業を維持しております。そして、データでお示ししますと、広島県商工労働局の経済動向、通しページでいきますと68ページですね。これを改めて見ていきますと、例えば72ページまで飛びますけど、72ページの大きな2番、県内主要製造業の生産動向という形で、1番の鉄鋼以下、ページ変わって5番の電気機械まで、鉱工業生産指数のグラフになっておりますが、いずれも見た感じは、一見同じような棒グラフに見えますが、よく見て頂くと、縦軸の目盛りが、鉄鋼や造船と比べて頂いて、5番の電気機械器具の目盛りの数値は比べものにならない高い水準を維持しているといえます。具体的に、この5番の電気機械の文言のコメントの方では、前年同月比で21.6パーセント増加、前々年同月比で30.2パーセントの増加、遂には74ページの大きな3番、中小企業の動向の2番の景況感の変化ということで、20業種あって、その中の右の上から2番目、電気機械器具の6月の景況感を見ますと、唯一「やや好況」

という表現が使われております。唯一です。その中でも、75 ページの前月から変化があった主な業種のコメントでも、今後も海外需要の回復が期待できるため、受注の増加が見込めると、見通しも明るいと私は判断をさせて貰いました。従いまして、電気機械の生産額と出荷額は、他業種と比較しても極めてウエイトが高いと思っています。広島県経済を担っているといっても過言ではないと思っております。

次に、2つ目の主張ですが、いつも訴えておりますし冒頭も申し上げさせて貰いましたが、電気機械器具製造業、電機産業のポジショニングのことです。広島の金属産業の中での格差の改善というものは、これからも求めていきたいと思っております。広島県における金属産業、鉄鋼・製鉄を筆頭に、全部で電気機械器具製造業を含めて6業種あります。その中での格差の改善が図られるよう、強く求めていきたいと思っております。特に、資料で申し上げますと、一番わかりやすいのが本日も準備して頂いている中では共通資料No.7、通し番号25 ページですね、去年の審議経過一覧の中でもありますように、先ほども冒頭でお礼を申し上げたとおりです。一昨年と去年は、電気機械器具製造業最低賃金の金額改定は、皆様方のご理解を賜り、他業種よりも1円以上の額差で優位に結審して頂きました。去年は27円の改善、3パーセント以上の水準を頂くことができました。

厚かましい発言にはなりますが、今年もその構図に拘わりたいと我々は思っております。言い方は悪いですが、金属他産業が足踏みしている今こそ、産業間の格差是正のチャンスだと思っておりますので、他の金属産業よりも有利な額での結審に拘っていききたいと思っております。以上、私からは経済環境の動向並びに電機産業に求めていくあるべき姿について、意見表明・主張をさせて頂きました。以上です。

○酒井部会長

ありがとうございました。それでは使側の方、お願いいたします。

○池久保委員

それでは、藤井委員、長田委員、私の順で発言をさせて頂きます。

○藤井委員

それでは、藤井の方から冒頭の発言をさせて頂きます。基本的な考え方につきましては私の方から、基本的というほど大げさではないんですけども、その後業界の代表の方から、そして最後に池久保医院に締めて頂くと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

今の角委員の発言の中で、電気機械器具の景況のことがありましたが、これ、私の報告なんですよね。ただ、これはあくまでも6月なんです。あれからもう3か月が経っていて、毎月報告をしているんですけども、かなり今は悪くはなっているんです。だからこの状態でものを考えるとちょっと違うと思います。一番大きいのは、電子部品の需要が世界的に落ちて来ている、これは間違いのない事実です。シャープの委員の方もおられるのでよくわかると思うんですけど。ですから、これからの見通しは

厳しいということは意識しておいてください。

私が接している経営者の方、こういうことの情報収集もあつていろいろよく話をするんですけど、相当に真摯に経営改善に取り組んでおられます。特に中小企業は本当に真剣ですよ。この真剣に取り組んでいる中で一番大きいのは、今はもう業務改善している中では、ただ売上げを上げようということではなくて、利益をいかに上げるか、この利益を上げるということは何かという、分配を増やすということです。実際はそうではないですが、分配を増やすということです。ですから、従業員への分配も増やす、それから設備投資もする、内部留保もする、そのための原資は何かという、はっきり言って、収益をいかに上げるか、コストをいかに下げるかという、その差ですよ。そういうことに真摯に取り組まれているということはよくわかってあげてください。

その中でよく聞くのは、やっぱりそうはいっても、厳しいということです。経営が厳しい。なかなか従業員の幸せを考えるまでには、一生懸命考えてはいるんだけど、そこに恩恵を齎すまでの経営改善はなかなか厳しいということはよく言われます。

改めて言いませんけれども、企業を取り囲んでいる環境ですね、これはもう私がウクライナだ、コロナだと言っても、もう皆さんよくお分かりだと思んですけども、相当に影響が今出てきています。それは寧ろ大企業よりも中小企業の方に影響が大きくなって来ていますね。なぜか。それはエネルギー価格が上がっていること、これは相当に厳しいですよ。それと、この業界的なこともありますけど、部材の調達なんです。これは、ただ単純に海外の生産が止まっているというだけではなくて、ロジスティックスの部分、運搬の部分で入ってこないということがあって、業界のことについては後で言われると思うんですけども、今、部材を注文してそれが入ってくるのに1年ぐらいかかるところが結構あるんです。1年かかるということはどういうことかという、それを順次やっていくということは、在庫が積み上っていくということです。生産ができない。何故かという、部品が一つなくても生産できないということなので、在庫がどんどん積み上がって行くんですね。だから、在庫が積み上がるということは、これは利益の部分がちらに流れているということなので、それが賃金上昇にはなかなか繋がっていかないということだろうと思います。

それで最終的には価格転嫁ができていないですね。これは全ての業種です。自動車関連にしても、私ども機械金属工業組合といいますけど、ものすごい幅広い業種があります。電子部品から溶接業から、本当にいろんな業種があるんですけども、皆さん、なかなか価格に転嫁できない、コストを価格に転嫁できないということがあつて、経営者は本当にまじめに、真剣に経営改善に取り組んでおられますけれども、いろんな要因の下で、なかなか厳しい状況であるということは、わかってください。

最後に、池久保委員が締められると思いますが、この厳しい状況の中で、皆さんと歩調を合わせて、すっすーと賃金を上げていくというのはなかなか難しいということをよくわかって頂ければと思います。あと、業界の方から具体的なことについてお話があらうかと思つて、よろしくお願ひいたします。私からは以上です。

○長田委員

次は長田から発言させていただきます。皆さん方の会社と違いまして、中小企業ということですので、若干話が噛み違いというのがあるとは思いますが、ご存じのように、中小企業の割合が非常に高いということをご理解頂いて、お話を聞いて頂きたいと思います。

まず、一番にコロナなんですけど、これがもういうまでもなく3年間続いていて、もう大変です。だんだん都市部は減ってきておりますが、我々が住んでいる中山間地域では、どんどんどんどん、毎日何十人というような状況、毎日会社の誰かが休んでいるといった状況で、非常に苦慮しております。これは社会的な現象で仕方がないんですが、何故ここでコロナの話をするのかといいますと、中小企業がなんとか今、一生懸命、言われるように頑張ってきてはおりますが、どうにか息を継いでいられるのは、緊急対策融資、政府の方が緊急的に対処して頂いたためにですね、延命ができていているというのが今の実情です。決して悠々とやっているというような実情ではありません。ですから、そこはちょっとご理解頂きたいというところです。

それともう一点。コロナで有耶無耶になってしまいましたけれど、やっぱり労働法の改革とかで、働き方改革というのは、非常に我々を取り巻く環境にとって大きなものです。もちろん日本ですので、順法国家であり遵法精神というのは当然のことですので、中小企業、零細企業もですね、やはりそれはやっていかなければいけないということはあるんですが、これだけ働く時間が無くなってどうするかいったら、考えるのは生産性向上しかないんですよ。これを労使一体でやろうという矢先に、資材とか電気代とかいろんな状況、またコロナの状況というものがあるわけですから、通常ではないというのが今の現実なんです。そこらが完全に、今、ダメージとしてきている。本当、残されたところは生産性向上しかないんですよ。

それと、3点目がロシアによるウクライナへの軍事侵攻、戦争ですよ。これもとんでもない、本末転倒な話ではあるんですが、今現実として起きているわけですし、我々の勉強不足で、世界は広いんだなあというのを認識させて頂いているんですが、このことによる価格の高騰、特にエネルギー、それと材料が入ってこないということ。上空が飛べないから、我々が説明を聞いても、飛行機が飛べないから材料が入らないんですとかですね、考えられない状況が全部我々にしわ寄せが来て、事業運営になっていないんです。それで、我々が合理化をしていこうと設備投資をしても、国内で今解決しようと思ったら納期が3年間かかります、今そんな実情なんです。部品がないからすぐできますといえないんですよ、装置製造メーカーにしてもですね。それが実情です。実際、我々もどうしようかという感じで今困っている。と同時に、これもやっぱり中小・零細、大手だけではなくてやっていかなければいけないのが、SDGs、特にカーボンニュートラルですね。これはもう政府の方もかなり力を入れてますし、中小企業でも事業計画に組み入れていかないと、炭素税なんかが発した時には、どうしてもやっぱり利益を食われていくしかないんですよ。対応しないと。我々としては、いくらどこかで戦争しているから、やっても仕方がないというようなものではなくて、やっぱりやらざるを得ない、同時進行していかなければならないという感じを今課せられているということがあります。

できない理由ばかり言っているわけではなくて、そういう実情が今我々のところに来ているということです。全ての負担が経営の方に、今一堂に来ているということで、恥ずかしい話ですが、ベテランの経営者が、社員の給料が払えんのだという感じで、涙を流してそう訴えてくる経営者も未だにいるという現状を踏まえた上で、今回の最終決定も、我々も頑張らせて頂こうと思うんですが、判断させて頂きたいなという感じで思っております。

一つ私も心配で、これも批判でもないし生活の知恵だよなということがあるんですが、やっぱり雇用体系もだんだん変わって、我々は何とか社員の方々には安定した雇用ということと、安心して生活がしたいということで努力してきているわけですが、もうそれはできないという、非常に変則的な使い捨ての雇用がだんだん目についてきている。これは、ずっと維持できない、仕事が続かないからということ。それでも来てくれる人がいればいいよね、ということで済ませているんですが、こういうことがどんどんどんどん増えてくれば、一部はいいんだけども全体的にいかといたら、大変なことになるんじゃないかなと思っております。そんな実情でございます。

とはいっても、やっぱりこの業界ですね、いいところは静かに粛々とやっているんですが、やっぱり半導体だけはですね、非常に今良いようなんで、数字の底上げということでは、そういうのに混じっているところはそうかもしれませんが、そうでないところが大半であると思っております。

非常にネガティブな話なんですけど、何とかやっていきたいという中の現実、こういう現実もあるんですよ、ということだけを今日お伝えしておきたいと思います。

○池久保委員

先ほどの藤井委員と長田委員の話にも重なるんですが、どうなんでしょうか。実際、中小・零細企業というのは、本当はすごくしんどいだろうなと考えています。よく話も聞きますし、業界の中でも、利益が出ているところと苦しいところに分かれているんでしょうけど、やっぱり最低賃金ですので、私は中小・零細企業を考えた数字じゃないといけないんじゃないかなと思います。

先ほど長田委員が言われた理由も往々にしてあって、まずは、原材料は上がっているけれども価格に転嫁できないところが結構ありますね、やっぱり。収支がすごく悪くなっているということで、どうなんでしょうか、景気もなんかすごい悪いんじゃないですか。そういうお話をよく聞きます。

また、先ほどのお話と重なるんですけど、私自身もよく思うんですけど、働き方改革はかなりしんどいですね。労働時間を減らして給料を上げろということですから。数字ばかりが先に来て、なかなかそれだけ生産性を上げられるかといったら、なかなかそんなに簡単にはできないっていうか。どんどん経営者が追い詰められているっていうんですかね。変な話ですけど、この10月から検査機を使ってやれっていうアルコールチェックもそうですよね。いつの間にか決まってからやれという話なんですけど、あれもやれこれもやればかり言って、我々のことは考えていないんじゃないか、すごい苦しいところが多いんじゃないですかね。

今、物価が上がっているもんですから、賃金も上がるべきだというのは思ってます。思っちはいるん

ですけれども、やっぱりペースというのがあるんじゃないかと思うんですよね。県最賃も 31 円ポーンと上がって、その前は 28 円でしたっけ、またポーンと上がって、その前なんかそんなに上がっていないのに、いきなりポーン、ポーン、ポーンって。対応ができていないのに上げろ上げろっていう。もし会社が何かあった時、政府は責任を取ってくれるのかと思ったりもします。本当にそういう感じなので、実際厳しいというところを大変恐縮ながらお話させて頂きました。中小企業の経営者は大変です。以上です。

○酒井部会長

ありがとうございました。労側の方はお一人だけしか聞かなかったんですが、よろしかったですか。

○角委員

はい。

○酒井部会長

労側、使側両側から、それぞれ、今の考え方とか状況とかをお聞かせ頂きました。労側からは資料に基づいてのご説明と電気産業の金属 6 業種の中での立ち位置、あるいは格差改善についての思いを伺いました。また、使側の方からは、基本的な考え方、業界での考え方というのをお聞かせ頂き、資料としてはいいけれども現時点ではそれから下がっているというお話とか、経営者は努力してはいるけれども、なにしろ他の改革とかも相俟って厳しくなっているということ、ロシアとウクライナの戦争というのが今現在も大きく事業に影響があるというようなお話、また、中小・零細は厳しいのが現状である、物価が上がっているので賃金も上がるべきだとは思いますが、それで会社が傾いても労働者も困るのではないかというような思いと現状をお聞かせ頂いたと認識しておりますが、それでよろしかったでしょうか。

そのようなお話をお伺いしましたけれども、各側、相手側の意見を聞かれて、さらにご質問、ご意見などございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○長安委員

いいですか。

○酒井部会長

はい、どうぞ。

○長安委員

様々なご説明、ありがとうございました。一つだけ確認しておきたいことがあります。先ほど説明に

出てきた価格転嫁についてなんですけれども、実は私たち労働組合の団体、連合もですね、価格転嫁を進めていきたい、何とかしてあげたいという方向に運動し出しています。しかし、なかなか進んでいかない。それで一つだけ確認したかったのは、価格転嫁の部分はこの委員会の場で論議すべきなのかどうか、その部分については、どちらかというとな国の動きであったり、政府の動きであったりということになるのであまり触れない。そういうことでいいですか。

○池久保委員

今、我々の現状をお伝えさせていただきますということであって、現状はそうなんですということです。それを議論するというのではなくて、実際そういう状態であると。そういう意味でよかったですね。

○藤井委員

議論ではなくて、実際に価格転嫁ができていないので、その分きつくなっているという現状認識を理解して頂ければいいということです。

○長安委員

私も今回この場に来るに当たって、価格転嫁がしっかり進まない、なかなか論議するのは難しいのではないかなと、実は思いながら来ています。労側の主張したいことは、二つに絞って今日説明しましたけれども、やはり人への投資というのもすごく大事にしていきたい。ただ僕は、企業がどうなってもいいと思ったことはないです。企業も魅力ある企業に成長して頂いて、そこで働く一人一人がモチベーション高く働く、そうならないといけないのだろうなと思っていますので、2回目以降ですね、細かい部分の話になってくると思いますが、お互いの想いの中でしっかりと数字が仕上げていけたらと思っていますので、よろしくお願いします。

もう一点だけいいですか。企業経営という意味で、今のロシア、ウクライナ、エネルギーであったり、働き方改革も多分そうでしょうね、大変な状況にあると思います。ただ一方、そこで働く従業員もですね、例えば、半導体の部品を代替品で代えて何とかならないかとかですね、今までやっていた仕事、プラスアルファの仕事をやって努力をしているというのも間違いありませんし、働き方改革で働けなくなったんですね、今までは時間が使えてアウトプットを出していたけれども、短い時間でアウトプットを出さないといけないということで、企業経営だけではなく、従業員側も相当努力をしているということも加味して頂きたいと思います。

魅力ある企業とそれから人への投資、重ねてのお願いになりますけれども、しっかりと論議ができればなと思っていますので、よろしくお願いします。

○長田委員

そこらは十分、私自身も中小企業も理解しているのですが、でも、大半とは言いませんが、やっ

ぱりそこも、そんな場合じゃないというような経営者もたくさんいて、一生懸命頑張っておられる方がいらっしゃるわけです。いざ何か制度があっても、その制度を作る人間がないというような中小企業が殆どなんですよ。ですからそういうのを含めて、私、今発言させて頂きましたので、その転嫁した部分とかなんとかというのは、それはもう完全にこれとは切り離して。だけと大半の人間がやっぱりそんな状況で、私ども、それを目の当たりにしていますので、なかなかやっぱり重たいんです、一つ一つが。実情を知って頂きながら進めていく方がいいということで、ご理解ください。

○酒井部会長

はい。使側の方は、労側の言われた意見について何かありますか。

○藤井委員

はい。計数については、数的に多分見られて計数を言われたんだけど、もうちょっと小さい目で見ると、私はその小さい目を見たものを中央会に報告したりしているんですけども、ただ業種的にか、従業員300人以上の企業でこうであるとか、そういう指標だけではダメなんですよ。個々の企業のそれぞれの動きを加味しながら統計を見ていかないと、本当の意味で数字を掴んだことにはならないと私は思っています。だから、その辺はカッコいい言葉で書いて報告したりしているんですけども、実際には、この報告がかえって組合員の小さい零細のところを苦しめるんじゃないかなとか、逆に思ったりすることもありますから。

○長安委員

ただ、過去より、最賃の専門部会の場合では、この動向というのは意識してやらせてもらっている中で、今回に限っては、今まで見てきた結果・数値よりはかなりいい状態の数値が出ましたので。

○角委員

そうそう。公益の先生方にも認めて頂きたいですね。県内の産業の中で好況ぶりというのは認識して頂きたいと思います。

○酒井部会長

それでは、ご質問、ご意見はよろしいでしょうか。お立場の違う委員が集まっておられますし、それぞれのお立場で、その業界の状況であるとか、経営の状況であるとかというお話を、最初ですから意見表明として頂いたと受け止めております。それでは、本日、具体的な金額提示というのは可能でございますか。

○各側委員

(意見なし)

○酒井部会長

それでは、次回以降ということによろしいですか。

○各側委員

(異議なし)

○酒井部会長

それでは、本日は、これ以上審議を続けましても、基本的な考え方とかをお聞かせ頂いたということで、進展はないものと思いますので、次回以降に審議を持ち越すということによろしいでしょうか。

○各側委員

(異議なし)

○酒井部会長

それでは、次回の専門部会の開催日程について、事務局から説明をお願いします。

○毛利補佐

次回の専門部会の開催日程について申し上げます。事務局にて日程調整をさせて頂き、次回は10月18日火曜日の午前10時から、本日と同じ4号館5階22号会議室での開催を予定しております。その次は、10月24日月曜日午前10時の予定となっております。

○酒井部会長

はい、ありがとうございます。それでは次回の開催は、10月18日火曜日の午前10時から、4号館5階22号会議室での開催です。皆様方には日程確保のご協力をよろしく願います。その他、何かありますか。

○酒井部会長

事務局はいかがでしょうか。

○石井賃金室長

ございません。

○酒井部会長

それでは、次回の審議は、公開することで個人情報の保護に支障を及ぼす虞れがある場合、個人もしくは団体の権利利益が不当に侵害される虞れがある場合、率直な意見の交換が損なわれる虞がありますので、広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程第5条に基づき、非公開といたします。それでは、本日の専門部会はこれにて閉会といたします。皆様、お疲れ様でした。ありがとうございました。